

監 事 監 査 報 告 書

学校法人 京都産業大学
理 事 会 御 中

私たち学校法人京都産業大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人京都産業大学寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人京都産業大学の平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査いたしました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人京都産業大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

平成18年5月25日

学校法人京都産業大学

監 事 香月不二夫 
監 事 西田憲司 

以上

監 事 監 査 報 告 書

学校法人 京都産業大学
評 議 員 会 御中

私たち学校法人京都産業大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人京都産業大学寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人京都産業大学の平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査いたしました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人京都産業大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

平成18年5月25日

学校法人京都産業大学

監 事

香月不二夫



監 事

西田豪司



以上